

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：千歳市下水道事業会計

事業名	「公共下水道」「特定環境保全公共下水道」「個別排水処理施設」(下水道事業)		
事業開始年月日	昭和39年5月19日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	千歳市	職員数(H22.4.1現在)	27名
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input checked="" type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」(工業用水道事業にあっては「供給開始(予定)年月日」)を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い(古い)ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一(ただし、集計時点・集計単位は異なる。)のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること(複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。)

2 財政指標等

資本費	58(平成20年度)	財政力指数	0.804(平成21年度)
資金不足比率(健全化法)(%)	0(平成20年度)	財政力指数(臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率(%)	88.2(平成20年度)	実質公債費比率(%)	11.4(平成21年度)
		将来負担比率(%)	110.8(平成20年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告(又は報告を予定している)数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること(ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。)
- また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を( )内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度(地方財政状況調査等における年度)を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数(臨財債振替前)については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： ]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。
- 3 にシを付けた上で、市町村合併に伴い実施(予定)の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	千歳市下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	千歳市公営企業管理者 本宮宣幸
既存計画との関係	
公表の方法等	ホームページ
基本方針	本計画は、平成19年度補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を延長するものである。今回の延長計画においても、現状の下水道使用料体系を維持し、料金改定を行わないことと大前提として策定している。使用料収入については微増で推移すると想定し、業務内容の見直しや民間委託による職員数(人件費)の削減により経営改革を進めることを基本方針としている。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		うち年利7%以上			
旧 資 金 運 用 部 資 金	繰上償還希望額	7 5 73.	56 5 .	32 62 .5	2 2 5 .
	補償金免除額	65.7	3 .2	7 26 .6	2 35.
旧 簡 易 生 命 保 険 資 金	繰上償還希望額	2 5 5 5.	.	7 7 7.	2 3 2.
旧 公 営 企 業 金 融 公 庫 資 金	繰上償還希望額	2 .	37 5 .5	2 3.6	6 7 .5

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。  
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：）

事業債		年利5%以上6%未満 (平成2年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業債	7 5 73.	56 5 .	32 62 .5	2 2 5 .
合 計 ( )		7 5 73.	56 5 .	32 62 .5	2 2 5 .
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 ( )					
公営企業で負担するもの ( ) ( )		7 5 73.	56 5 .	32 62 .5	2 2 5 .

【旧簡易生命保険資金】

（単位：）

事業債		年利5%以上6%未満 (平成2年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業債	2 5 5 5.	.	7 7 7.	2 3 2.
合 計 ( )		2 5 5 5.	.	7 7 7.	2 3 2.
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 ( )					
公営企業で負担するもの ( ) ( )		2 5 5 5.	.	7 7 7.	2 3 2.

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：）

事業債		年利5%以上5.5%未満 (平成2年度末残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度末残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業債	2 .	37 5 .5	2 3.6	6 7 .5
合 計 ( )		2 .	37 5 .5	2 3.6	6 7 .5
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 ( )					
公営企業で負担するもの ( ) ( )		2 .	37 5 .5	2 3.6	6 7 .5

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。  
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。  
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。  
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当市は、下水道事業として公共下水道・特環下水道・個別排水の3事業を行っている。                      現在、認可を受けている千歳市公共下水道計画では、予定処理面積を約3,360ヘクタール、処理人口113,900人、終末処理能力96,300立方メートル/日となっており、平成24年度までに認可区域内の整備を完了する予定である。                      また、処理区域外においては、個別排水処理施設整備事業により水洗化を進めており、下水道普及率は平成21年度末現在で98.0%、水洗化率は99.6%と高い水準になっている。</p> <p>近年の財務状況については、平成20年度から処理場事業において包括的民間委託を導入することで維持管理費の削減が進み、平成21年度の料金回収率が104.7%まで上昇してきている。                      今後は、平成23年度に緊急合流改善事業により建設した雨水滞水地・場内ポンプ場の供用が始まり、経費の増加が見込まれるため、依然として厳しい経営環境が続くことが想定される。</p>
経 営 課 題	<p>課 題 ① 組織見直しに伴う職員数（人件費）削減                      平成12年度に公営企業法の全部適用を行い、組織見直し・統合により平成21年度末には34.9%（15名）の純減となっている。今後も、施設・設備等の安全な維持管理に必要な人員を確保しながら、職員数並びに人件費の削減を図ることを課題に取り組む。</p> <p>課 題 ②</p> <p>課 題 ③</p> <p>課 題 ④</p> <p>課 題 ⑤</p>
留 意 事 項	<p>千歳市では、H12年度から下水道事業へ公営企業法の全部適用を行って以降、公営企業として上下水道事業の一元化を図り、組織の見直し・統合などによる定員管理の適正合理化及び各事業に係るサービス供給コストの節減合理化などの経営改善に取り組んでいます。</p>

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
- 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
- 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。
- 4 必要に応じて行を追加して記入すること。



年 度		平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 )	平成22年度 (計画初年度) ( 決 算 )	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	379	580	1,546	453	732	1,779 1,596	891 891	1,898 1,898	857 857	631 631
	資本費平準化債										
	2. 他 会 計 出 資 金										
	3. 他 会 計 補 助 金										
	4. 他 会 計 負 担 金	252	223	201	181	168	143 149	90 90	95 95	402 102	408 108
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	236	483	330	431	723	997 863	446 446	452 452	739 739	505 505
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金										
	9. そ の 他	38	61	91	21	69	20 22	6 6	5 5	5 5	6 6
	計 (A)	905	1,347	2,168	1,086	1,692	2,939 2,630	1,433 1,433	2,450 2,450	1,703 1,703	1,250 1,250
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	905	1,347	2,168	1,086	1,692	2,939 2,630	1,433 1,433	2,450 2,450	1,703 1,703	1,250 1,250
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	669	1,154	944	1,078	1,610	2,213 1,898	1,177 1,177	1,229 1,229	1,732 1,732
うち職員給与費		89	112	108	96	98	104 95	104 104	104 104	104 104	104 104
2. 企 業 債 償 還 金		1,211	1,244	2,305	1,156	1,147	1,829 1,828	1,316 1,316	2,266 2,266	925 925	897 897
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金											
4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
5. そ の 他		17	8	8	18	23	6 6	5 5	5 5	5 5	5 5
計 (D)	1,897	2,406	3,257	2,252	2,780	4,048 3,732	2,498 2,498	3,500 3,500	2,662 2,662	2,175 2,175	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		992	1,059	1,089	1,166	1,088	1,109 1,102	1,065 1,065	1,050 1,050	959 959	925 925
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	979	1,037	1,073	1,145	1,056	1,059 1,051	1,039 1,039	1,022 1,022	921 921	896 896
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						10				
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他	13	22	16	21	32	50 41	26 26	28 28	38 38	29 29
計 (F)	992	1,059	1,089	1,166	1,088	1,109 1,102	1,065 1,065	1,050 1,050	959 959	925 925	
補てん財源不足額 (E)-(F)											
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)		17,022	16,358	15,599	14,897	14,482	14,432 14,250	14,008 13,825	13,639 13,457	13,571 13,389	13,305 13,123

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 )	平成22年度 (計画初年度) ( 決 算 )	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分		996	902	898	879	848	854 871	927 927	925 925	949 949	923 923
	うち基準内繰入金	812	759	761	746	759	801 798	842 842	849 849	856 856	849 849
	うち基準外繰入金	184	143	137	133	89	53 73	85 85	76 76	93 93	74 74
資 本 的 収 支 分		252	223	201	181	168	143 149	90 90	95 95	402 102	408 108
	うち基準内繰入金	250	223	201	181	168	143 146	90 90	95 95	402 102	408 108
	うち基準外繰入金	2					3				
合 計		1,248	1,125	1,099	1,060	1,016	997 1,020	1,017 1,017	1,020 1,020	1,051 1,051	1,031 1,031

(3) 経営指標等

		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度) (決算)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)		93.2	98.6	97.4	99.1	104.7	100.3 105.7	107.6 107.6	104.9 104.9	107.7 107.7	107.6 107.6
資本費 (円又は%)		48	50	46	58	57	58 57	49 49	54 54	52 52	51 51
総収支比率(法適用) (%)		98.2	102.1	101.3	101.2	103.4	100.4 105.9	105.3 105.3	103.1 103.1	106.2 106.2	104.8 104.8
経常収支比率(法適用) (%)		98.4	102.2	101.4	101.4	103.6	100.6 106.0	105.5 105.5	103.3 103.3	106.4 106.4	104.9 104.9
営業収支比率(法適用) (%)		122.6	127.0	123.3	120.1	123.1	119.6 126.5	120.2 120.2	116.2 116.2	117.8 117.8	116.9 116.9
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)		-	-	-	-	-	- -	- -	- -	- -	- -
繰入金比率	収益的収入分 (%)	37.9	35.5	35.3	35.5	35.0	35.6 35.3	37.5 37.5	37.6 37.6	38.2 38.2	37.5 37.5
	うち基準内繰入金 (%)	30.9	29.9	29.9	30.1	31.4	33.4 32.4	34.1 34.1	34.5 34.5	34.4 34.4	34.5 34.5
	うち基準外繰入金 (%)	7.0	5.6	5.4	5.4	3.6	2.2 2.9	3.4 3.4	3.1 3.1	3.8 3.8	3.0 3.0
	資本的収入分 (%)	27.8	16.6	9.3	16.7	9.9	4.9 5.7	6.3 6.3	3.9 3.9	6.0 6.0	8.6 8.6
	うち基準内繰入金 (%)	27.6	16.6	9.3	16.7	9.9	4.9 5.6	6.3 6.3	3.9 3.9	6.0 6.0	8.6 8.6
	うち基準外繰入金 (%)	0.2					0.1				

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
    - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
    - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
  - (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100
  - (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100
  - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
  - (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100
  - (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100
  - (7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
    - ・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100
    - ※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
    - ※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
    - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
      - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量
      - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量
  - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
    - ・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100
    - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>料金設定は、期間内の損益ベースの収支不足の回収について、必要な料金収入を確保するための料金改定率を算出して現在の料金体系に上乘せするのが基本的な考え方である。</p> <p>下水道使用料収入については、処理区域内人口が増加しつつある状況から緩やかではあるが増加傾向と見込んでいる。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>他会計繰入金については、「平成21年度の地方公営企業繰出金について」(通知)及び「公共下水道事業繰出基準の運用について」に基づいて算定することとして、各年度の対象経費に係る金額を見込んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水処理に要する経費</li> <li>・下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費</li> <li>・水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費</li> <li>・不明水の処理に要する経費</li> <li>・下水道事業債(特例措置分・特別措置分)の償還に要する経費</li> <li>・地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費</li> <li>・地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費</li> <li>・臨時財政特例債等の償還等に要する経費</li> <li>・分流式下水道等に要する経費</li> </ul> <p>基準外繰入金については、次により各年度の対象経費に係る金額を見込んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水洗便所改造資金貸付事業による経費</li> <li>・退職給与に係る負担金(会計在籍期間に応じた退職金の負担金)</li> <li>・浴場用使用料軽減措置(浴場用として調定した使用料について、家庭用として調定した場合の使用料との差額)</li> <li>・特定環境保全公共下水道事業収支補填(維持管理費・減価償却費・企業債利息の収支補填)</li> <li>・個別排水処理施設事業収支補填(維持管理費・減価償却費・企業債利息の収支補填)</li> </ul>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費については給与改定・定期昇給を見込まず平成22予算数値をもとに算定。</li> <li>・経費については、平成18年度における単価を基本とし、過去の実績および個別費用の特質を勘案して算定。</li> <li>・減価償却費については償却対象資産の帳簿原価に対して定額法にて算定。</li> <li>・企業債利息については既に起債済のものについては償還表により、また新規に起債するものについては財政融資・公庫とも利率3%～4%で算定。</li> <li>・企業債および国庫補助金については、事業計画内容に基づき算定。</li> <li>・企業債償還金については、既に起債済のものについては償還表により、新規に起債するものについては5年据え置き30年償還として算定。</li> <li>・借換債は、利率2%で算定。</li> </ul>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
 

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
  - ② 他会計繰入金の見込み
 

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
 

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
 

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し	①	下水道事業の法適用化による水道事業と下水道事業の組織統合、及びその後組織の見直しや業務の委託化、退職者不補充などにより、平成12年の35人から平成18年には30人となり、平成19年度からの経営健全化計画に基づき、平成21年度末現在で職員数は28人となっている。今回の延長計画では、業務見直しにより定員をさらに1名削減することにより人件費の削減を行う。
○ 定員管理		職員定数に関する計画は検討中だが、現時点では労務職退職不補充のみを考慮している。 職員数 平成22年 4月 1日現在 759名 見込数 平成25年 4月 1日時点 745名(△14名)※いずれも病院医療職を除く。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		平成18年4月に国の給与構造改革に沿った形で俸給表の見直しを実施済 地域手当は、国における指定基準に準じた支給割合で支給
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		平成20年3月に「千歳市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」を策定・公表し、見直しに向け実施中
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		平成18年4月に国に準拠する形で改正済 なお、退職時特別昇給制度については、既に廃止済
◇ 福利厚生事業のあり方		福利厚生事業に係る福祉協会への事業主負担金は、福祉協会において平成19年度より掛金と同率に改定済
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		その他の収入確保に向けた取り組みとして、次の事案について実施もしくは検討している。 ①フリーダイヤル導入によるサービスの拡大(転出入連絡) ②インターネットによるサービスの拡大(請求先の変更・料金関係相談など)【検討中】 ③預金口座振替日の指定日の選択【検討中】 ④クレジットカード支払【検討中】 ⑤口座払い割引制度【検討中】
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		財務状況(予算・決算)については千歳市水道局ホームページにおいて、また、給与・定員管理については千歳市ホームページおよび広報にて公営企業分として併せて公開を行っている。
○ 行政評価の導入		平成15年度(平成14年度分)より導入。評価方法は事務事業の担当による自己評価(一次評価)を基本としている。下水道事業における対象事業数は、平成20年度において12件である。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減等)については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	組織・業務の見直しにより、公共下水道事業の工事部門の職員を1名減じる。 (人件費 39 百万円 減)

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。



(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入																			
		改善効果額																			
		①有収水量の増加																			
		②使用料の適正化																			
	③収納率の向上																				
	その他④( )																				
	改善効果額																				
	管理運営費																				
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの																				
	改善効果額																				
⑤職員給与費の適正化																					
維持管理費(上記以外)の適正化																					
その他⑥( )																					
改善効果額																					

注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあつては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。	延長計画改善効果額 合計 A	39	52
注2 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)	延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B		
注3 「経営の効率化」その他⑤の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)	普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C	476	175
注4 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。	A + B + C	214	227
注5 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。	<参考> 延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)		210

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口…………… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口…………… 10表01行12列
- ・有収水量…………… 10表01行52列
- ・管理運営費…………… 32表02行05列
- ・汚水処理原価……………(32表02行06列)÷(有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費)……(32表01行44列)÷(有収水量)
- ・使用料収入
- 法適用事業 = 20表01行03列
- 法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
- 法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列)
- 法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方  
経費削減に努めた結果、汚水処理原価が使用料単価を下回っており、現在の使用料水準は概ね適正であると考えている。
- 民間委託の取組状況
- その他に記入された項目に関する取組等